

廃棄物処理の委託で必要な4つのこと

1. 事業活動に伴う廃棄物の処理責任は、最後まであなたにあります。 -産業廃棄物の排出事業者責任-

事務所、工場、施設、店舗などからは、その事業活動に伴って様々な廃棄物が出ます。こうした廃棄物を出す事業者(排出事業者)は、製造から廃棄までを念頭に置いた製品開発に努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、自らの責任で処理しなければなりません。委託した場合でも、排出事業者には処理が終了するまで責任があります。不法投棄や不適正処理が処理業者によって行われ環境に支障が出ているのに、その処理業者に撤去する力がない場合は、排出事業者に支障の除去等の措置を執らせる場合もあります。処理内容と比べ安すぎる額の委託はしないようにしましょう。

2. 処理委託は許可業者(県知事許可)へ。契約には、許可証を必ず確認下さい。

排出事業者は、自ら廃棄物を処理する代わりに、産業廃棄物処理業の許可(県知事許可)を持つ処理業者に委託することができます。(無許可業者へ委託すると、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又は、この併科が排出事業者に科せられます。)契約の際には許可証を提示させ、必ず書面で契約して下さい。

3. 処理業者の許可や処理と、契約内容が合っているか必ずチェックしましょう。

排出事業者の中には、収集運搬業の許可業者に処理の全てを依頼しようとする方もいますが、収集運搬業の許可しか持っていない処理業者に全ての処理の委託はできません。許可は、処理の工程ごとに、収集運搬、中間処理(燃やしたり破碎等をする処理)、最終処分(最終処分場への埋め立て)の3つに分かれています。1つの工程の許可だけでは、他の工程はできません。また、許可業者によって扱える廃棄物の品目も違います。必ず処理業者が必要な工程の許可を持っているか、委託したい品目の廃棄物が扱えるか、許可証で確認して下さい。(処理に必要な工程や品目の許可を持っていない業者への委託は、無許可業者への委託として処罰されます。)

4. マニフェスト(産業廃棄物管理票)は、毎回業者に交付しましょう。

排出事業者には、自分が出した廃棄物の処理状況を常に把握する義務があります。そのため処理業者に廃棄物を渡すそのつど、マニフェスト(産業廃棄物管理票)を交付しなければなりません。(1回きりの排出でも、交付義務があります。)マニフェストは工程ごとに許可業者間でも交わされ、最後に委託した方へ写しが戻る仕組みになっています。(マニフェストを交付しなかった場合や、実際の処理と違う虚偽記載をした場合は50万円以下の罰金が科せられます。)

排出事業者の行為		罰則
無許可業者への委託		5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はこの併科
委託基準違反	委託基準(注1)に違反した場合	3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金又はこの併科
マニフェスト不交付	マニフェストを交付しない場合	6ヶ月以下の懲役又は、50万円以下の罰金
マニフェスト未記載	マニフェストに必要事項を記載しない場合	6ヶ月以下の懲役又は、50万円以下の罰金
マニフェスト虚偽記載	マニフェストに虚偽の記載をした場合	6ヶ月以下の懲役又は、50万円以下の罰金
マニフェスト保存義務違反	マニフェストの写しの保存義務に違反した場合	6ヶ月以下の懲役又は、50万円以下の罰金

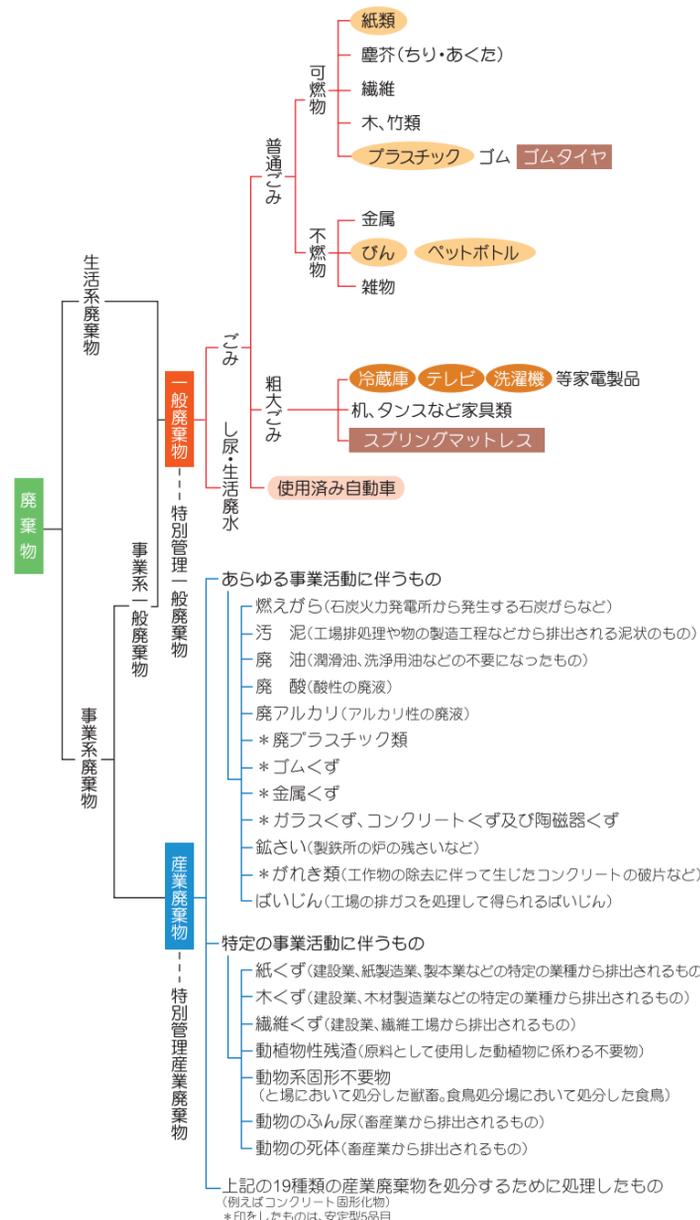
※委託業者が不適正処理を行なった場合は、排出事業者も委託業者とともに原状復帰など措置命令(注2)の対象となります。
(注1)委託基準: 排出事業者が産業廃棄物の処理を委託するときに満たさなければならない基準。「書面で委託契約を結ばなければならない、委託する業者は許可を受けた業者であること」など。
(注2)措置命令: 生活環境を保全するうえで支障を生じた場合、またはその恐れがある場合に支障の除去等(原状回復など)の措置を命じること。排出事業者は、収集運搬業者や処分業者から送られてくるマニフェストで産業廃棄物が適正に処理されているか確認する義務があります。確認義務違反の場合、排出事業者は措置命令の対象となります。

廃棄物の種類

「廃棄物」とは、不要となった物で、かつ、その物が他人に対し有償で売却することができなくなったものをいい、廃棄物の処理及び清掃に関する法律[略称:廃棄物処理法]等の関係法令によって、その保管、運搬、処分の方法に関する規制が定められています。

廃棄物は、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」の2つに大きく区分されます。
○「産業廃棄物」は、廃棄物処理法で定められている事業活動に伴って排出される廃棄物をいい、その処理責任は排出事業者にあります。
○「産業廃棄物」以外の廃棄物を「一般廃棄物」といい、その処理は市町村が担います。(事業系の一般廃棄物については、事業者にも処理責任があります。)

- 家電リサイクル法対象
- 容器包装リサイクル法対象
- 適正処理困難物
- 自動車リサイクル法対象



特別管理産業廃棄物

産業廃棄物の中には特別管理産業廃棄物に指定されているものがあります。これは人の健康、または生活環境にかかわる被害を生じるおそれがあることから厳しく管理され、処理方法なども定められています。この中には病院や医院から出る感染のおそれのある廃棄物も含まれています。

引火性廃油	産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類(引火点が70℃未満の廃油)	
腐食性廃酸	水素イオン濃度(pH)2.0以下の廃酸	
腐食性廃アルカリ	水素イオン濃度(pH)12.5以上の廃アルカリ	
感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される、血液、使用済みの注射針などの感染性病原体を含む又はおそれのある産業廃棄物	
特定有害廃棄物	廃PCB等 PCB汚染物 PCB処理物	廃PCB及びPCBを含む廃油、紙くずのうちPCBが塗布され、もしくは染み込んだもの、木くずもしくは繊維くずのうちPCBが染み込んだもの又は廃プラスチック類もしくは金属くずのうちPCBが付着し、もしくは封入されたもの、廃PCB汚染物を処分するために処理したもの
	廃石綿等	建築物から除去した飛散性の吹き付け石綿・石棉含有保温材及びその除去工事から排出されるプラスチックシートなどで石綿の付着しているおそれのあるもの、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん施設で集められた飛散性の石綿など
	指定下水汚泥 ばいじん 燃え殻 廃油 汚泥 廃酸 廃アルカリ	政令で定める施設などから発生し、カドミウム、シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、水銀、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレンなどの有害物質を含んでおり、その溶出試験又は成分試験の数値が判定基準を超えるもの。ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物焼却炉からの排出されるばいじん、燃え殻、排ガス洗浄施設汚泥及びこれらのばいじん等や汚泥を処分するために処理したものでダイオキシンの含有量について環境省令で定める基準に適合しないもの。
	(右記のものを含むもののみ)	